

球磨村教育振興基本計画

…未来を拓く人づくり…

令和6年4月 制定

球磨村教育委員会

はじめに

球磨村教育委員会は、教育基本法に基づき、令和元年度に球磨村教育振興基本計画を策定し、10年間を通じて球磨村のめざす教育の姿や施策展開の方向、取り組むべき具体的な施策を整理し、上半期である5年間、その取組を推進してきました。

しかしながら、計画策定同時期の令和2年2月に全国で新型コロナウイルス感染症が流行し始め、パンデミックの恐怖が国民を襲いました。それに伴い3月からは学校への休業命令が下され、学校や地域社会での教育活動への厳しい行動制限が始まりました。計画に位置付けた具体的施策に全く取り組めない状況が続く中、学校ではようやく6月から教育活動が再開し、3カ月ぶりに学び舎に子供たちの元気な声が戻ってきたところ、あの令和2年7月豪雨が発生し本村に未曾有の大災害を引き起こしました。

この災害は住民の生活に甚大な被害を与えましたが、教育関係においても学校施設や生涯学習施設、文化財や長い歴史を育んできた集落文化や緑豊かな自然にも大きな被害を発生させました。災害後、学校施設等の被災による教育環境問題や村外転出家庭の急増による児童・生徒数の減少と複式学級の増加、子どもたちの心のケア、住民の学習やスポーツの機会の喪失など様々な教育課題が山積しました。さらにコロナ禍の終息も見えず、二重苦、三重苦の中、災害前の基本計画の具体的施策への取り組みから復旧復興への計画に変更せざるを得なく、出来る限りの教育活動の推進に努めてきたところです。

基本計画の策定から5年が経過する中、社会では少子化による人口減少や貧困問題、いじめ・不登校問題、コロナ禍での学習制限、ギガスクールと学習のDX化、教職員の働き方改革や教員不足問題など教育を取り巻く環境は大きく変化し続けてきました。さらに、本村では、上述した令和2年の豪雨災害により様々な課題が発生し、その解決のために、令和6年4月、旧小中学校3校を再編し、村唯一の学校となる義務教育学校「球磨清流学園」を開校することとなりました。小中学校9か年の教育を1本化し、教育目標に向かい教職員と保護者や地域、行政が一つになって村の子供たちを育てていく体制が再構築されることとなります。義務教育学校の開校とともにそこで学ぶ子どもたちの明るい笑顔と元気な姿は、本村復興の希望の光となっていくことでしょう。

社会の急速な変化により予測困難な時代と言われる現代ですが、だからこそ、その未来社会を的確にとらえ、学習指導要領で求める一人ひとりが未来の創り手・担い手となるために必要な資質・能力を育むための学びを、村を挙げて推進していく施策を策定する必要があります。また、将来に向けて子どもたちが二度と災害に影響されない場所で安心して学べる学校教育環境づくりへの検討及び計画も必要となります。計画策定においては、令和5年4月に施行された子ども基本法の趣旨にのっとり子どもたちの利益のため、子どもたちの意見を尊重していくための取組も重要となります。

球磨村教育委員会では、これまでの取組の成果と課題、国や県、更には社会の動向を踏まえ、教育目標の実現に向け、今後5年間に取り組む施策を整理し、ここに球磨村教育振興基本計画として策定いたしました。

計画を策定するにあたり、学識経験者や学校運営協議会委員等で構成する「球磨村教育振興基本計画策定委員会」を設置し、御意見や御助言をいただき検討を重ねて参りました。村の教育の復興と振興を願うとともに、本計画の策定に御協力いただいた全ての皆様に心から感謝申し上げます。

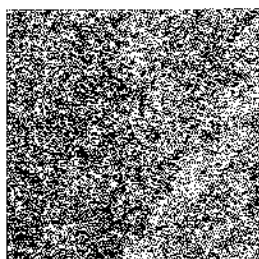
令和6年4月

球磨村教育長 森 佳寛



【村章】

くまの文字を左右に組み合わせたもので、飛躍・発展への翔ばたきと村の融和を示し併せて下部の波頭は球磨川流域に近代農林業の村として伸びゆく村の意気を象徴したもの



(村木)

杉
合併30周年を記念して公募の中から球磨村の飛躍のシンボルとなるよう「杉」が選定されました。



(村花)

山桜
純粹、愛国心が花ことば
合併50周年を記念して公募の中から春先を知らせ、満開桜は秋の実りの豊かさを告げる農事の前兆現象としての目安となるとして選定されました。



(村鳥)

かわせみ
合併50周年を記念して公募の中から、一勝地温泉の名称または愛称でも使われており、自然豊かな球磨村を象徴する鳥としてふさわしいと選定されました。



(村魚)

鮎
合併50周年を記念して公募の中から球磨村の中心部を貫流する球磨川の清流に住む魚として一番ふさわしいとして選定されました。

村民憲章

わたくしたちは 球磨村民であることに誇りをもち
自然に感謝し教養を高め 生きがいのある住みよい
村をつくるため ここに村民憲章を制定する

ひとつ
一、自然を愛し

ひとつ
一、美しい村をつくります
健康に努め

ひとつ
一、明るい村をつくります
人に優しく

ひとつ
一、進んで学び
こころ豊かな村をつくります

ひとつ
一、仕事に誇りをもち
文化のかおる村をつくります
伸びゆく村をつくります

平成六年十一月十二日制定

球磨村音頭

作詞 山口白陽
作曲 出田善二
編曲 出田敏三
唄 藤 圭子

一、谷の朝霧 汽笛にゆれる

ここは球磨村くま路の名所

渡 神瀬 一勝地(ハイ)

あつい人情に あつい人情に氣も揃う

ホーンニホーンニホーンニ氣も揃う

二、揃う唄ごえ 船頭は暑い

四十八瀬の球磨川下り

中で難所は檢倒し(ハイ)

棹のしづきに 棹のしづきに虹が立つ

ホーンニホーンニホーンニ虹が立つ

三、立木 千本伐れどもつきず

梨や栗の実や枝までしおる

川の流れにや鮎が住む(ハイ)

千古謎もつ 千古謎もつ球磨洞

ホーンニホーンニホーンニ球磨洞

四、ともす家々 夜霧にふけりや

河鹿鳴く音を子守の唄に

村は静かな夢に入る(ハイ)

ほんに平和な ほんに平和な球磨の里

ホーンニホーンニホーンニ球磨の里

目次

第Ⅰ章 総論	Ⅰ
Ⅰ 教育振興基本計画の策定にあたって	Ⅰ
1 教育振興基本計画策定の背景と趣旨	Ⅰ
2 教育をめぐる情勢	2
3 教育振興基本計画の位置付け	5
4 教育振興基本計画の期間	7
5 教育振興基本計画の進行管理と評価	7
Ⅱ 球磨村の現状	8
1 統計からみた村の現状	8
Ⅲ 計画の基本的な考え方	10
1 基本理念	10
2 計画の基本方針	10
3 計画の全体像	11
4 計画の体系	12

第2章 各論	13
I 球磨清流の子どもを育む学校教育の推進	13
1-1 確かな学力の育成	13
1-2 豊かな心の醸成	16
1-3 健康な体の育成	18
II 地域と連携した学校教育の推進	20
2-1 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進	20
2-2 家庭・地域教育力向上への支援	21
2-3 休日の部活動の段階的な地域移行の推進	22
III 魅力ある学校づくりの推進	23
3-1 信頼される学校づくり	23
3-2 教育環境の充実	25
3-3 教職員の働き方改革の推進	27
IV 生涯に亘り学び続け、輝く人づくりとライフステージに応じた体力づくりの推進	28
4-1 公民館活動の推進	28
4-2 生涯学習事業の充実	29
4-3 社会教育関係団体との連携	30
4-4 人権教育・啓発の推進	31
4-5 スポーツの振興	32
4-6 文化の振興	35
4-7 文化財の保護・活用	36
4-8 民俗文化の保存・継承	37
第3章 資料編	38
I 球磨村教育グランドデザイン	38
II 球磨村の子育て支援（令和6年3月31日現在）	39
III 球磨村立義務教育学校 球磨清流学園の校章及び校歌	40
IV 熊本県学力・学習状況調査における本村の結果	41
V アンケート調査結果	42
1 教育振興計画策定におけるアンケート調査結果	42
2 総合計画策定におけるアンケート調査結果	47
VI 球磨村教育振興基本計画策定委員会設置要綱	50
VII 令和5年度 球磨村教育振興基本計画策定委員会委員名簿	51

第1章 総論

I 教育振興基本計画の策定にあたって

1 教育振興基本計画策定の背景と趣旨

近年の社会情勢は、AI、グローバル化などの新たな技術の進展、高度情報化が進む一方で、少子化や人口減少の更なる進行、人生100年時代と言われる高齢化、家庭や地域の教育力の低下、地域における人間関係の希薄化など、多様化・複雑化する課題が山積しております。

本村においても、少子高齢化、人口減少の課題が顕著化していますが、更に令和2年7月豪雨災害の発生により、人口減少の加速化が進みました。また、地域によっては集落の解散も生じ、空き家の増加や地域コミュニティつながりの希薄化等、より深刻な課題となっています。

こうした中、国は、令和5年6月、教育基本法第17条第1項に基づく教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「第4期教育振興基本計画」が閣議決定されました。同計画において、「持続可能な社会の創り手の育成」「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」の2つを教育政策におけるコンセプトとし、実現のための施策を掲げています。

また、球磨村（以下、「本村」という。）では、第5次球磨村総合計画の実績と評価を踏まえ、令和元年度を起点として、これからの10年間の新しい球磨村のむらづくり・ひとづくりの指針として、第6次球磨村総合計画を策定しました。この計画の中で、教育委員会では基本目標5の「子どもはむらの宝」（総合計画後期基本計画においては、「未来を拓く人づくり」に名称を変更）において、「学校教育の充実」、「生涯学習の振興」、「生涯スポーツの振興」、「文化の振興」を掲げております。本村では、この方針を教育大綱とし、教育振興を進めているところです。

毎年度、学校教育では「球磨村学校教育重点目標」を、社会教育（生涯学習）では「球磨村社会教育重点目標」を定め、教育の推進・充実、教育上の諸課題の解決に取り組んでいるところですが、今後、本村が目指す教育の姿を明確にし、本計画を学校・子ども・家庭・地域・行政の五者で共有し、連携・協働による「学び」を推進していくことで、様々な変化に対応しながら未来を切り開いていく人材、地域との多様なつながりの中で地域の課題を解決していく人材の育成を目指し「球磨村教育振興基本計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

2 教育をめぐる情勢

(1) 社会情勢の変化

① 少子高齢化と人口減少

我が国の人口は、平成 20 年度をピークとして減少に転じており、高齢者の占める割合は増加し、子どもの占める割合は減少し続けています。また、核家族世帯が増加し子どものいる世帯の割合が低下する中で、教育分野においては、児童・生徒数の減少、学校規模の縮小による学習面、生活面、学校運営面等への影響、家庭における子育てへの負担の増加、地域の教育力の低下等の問題が指摘されています。

② グローバル化の進展と人材の流動化

ICT（情報通信技術）分野の技術革新や交通ネットワークの発達に伴い、国境を越えた人、モノ、情報のグローバル化の進展が加速しており、様々な分野で国際社会との相互連携、相互依存の関係が深まっています。今後、国際社会において相手の立場を尊重しつつ、自分の考えや意思を表現できる基礎的な力として、外国語の習得や情報活用能力の育成が重要課題となっています。

③ Society5.0(超スマート社会)の実現に向けた取組の要請

近年、IoT や AI 等、ICT の分野における技術革新が一層進展し、国では、社会生活、経済活動が劇的に変わる Society5.0(超スマート社会)の実現を目指しており、学校教育においても、これに向けた教育改革や技術者の育成等の取組が求められています。これに伴い、STEAM 教育 3 といった新時代に対応するための教育内容や教育分野における新しいテクノロジーを活用した取組（EdTech(エドテック)とも呼ばれる。）等、これまでの教育のあり方に変化をもたらす可能性が示されています。他方、スマートフォン等の普及に伴い、ICT の活用は子どもの生活にも深く浸透しており、情報モラルの確立や氾濫する情報の適切な活用に向けた取組も求められています。また、令和2年 12 月に「自治体 DX 推進計画」が策定されました。行政のデジタル化の集中改革の推進に向けて、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容が具体化されたことで、デジタル社会の構築に向けた取組を着実に進めていくことが求められています。

④ 新型コロナウイルス感染症の拡大とその影響

令和2年から全世界的な規模で感染が拡大した新型コロナウイルス感染症は、産業構造や働き方の変化、地域コミュニティ活動の制約等、人々の生活に様々な影響をもたらし、失業や解雇、家庭内暴力等の問題も発生しています。また、令和2年3月には全国各地の小・中・高等学校が臨時休校となるなど、学校現場においても大きな影響を受けました。「GIGA スクール構想」の加速により、学校に登校できない緊急時等においても、ICT を活用した全ての子どもたちの学びを保障できる環境の実現が求められています。

(2) 子どもを取り巻く環境の変化

①地域コミュニティや家庭の状況の変化

都市部の中には、人々の付き合いが疎遠になるなど、地域コミュニティの弱体化が指摘されており、高齢者や困難を抱えた親子等が地域で孤立するという深刻な状況が起きています。また、家庭では、三世帯世帯の割合が低下することや、ひとり親世帯の割合が上昇するなど家族の形態が変化しています。家庭教育では全ての教育の出発点であることを踏まえ、子どもの社会性や自立心等の育ちをめぐる課題に社会全体で向き合い、親子の育ちを支えていくことが重要です。

②子どもの貧困等社会経済の変化

社会的・経済的格差の進行が指摘されており、日本の子どもの7人に1人が貧困な環境に置かれていると言われる中、国や自治体等における子どもの貧困対策の強化が図られています。今後、経済的な理由により進学できないなど、経済的な格差が進学の機会や学力の格差につながり、格差が世代を通じて固定化されることのないよう、全ての子どもの学びを支援し、一人一人の能力を伸ばす教育を更に充実させることが求められています。

(3) 教育政策の動向

①第4期教育振興基本計画の策定

国では、令和5年6月に「第4期教育振興基本計画」を閣議決定しました。この計画では、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を総括的な基本方針の下、「グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成」「誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進」「地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進」「教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進」「計画の実効性確保のための基盤整備・対話」の5つの基本的な方針を定めています。

②学習指導要領の改訂

学習指導要領、幼稚園教育要領が約10年ぶりに全面改訂され、小・中学校では平成30年度から移行期間となり、小学校は令和2年度から、中学校は令和3年度から全面実施となりました。今回の改訂では、子どもが主体的に学ぶことの意味を感じながら、単に知識を記憶する学びにとどまらず、身に付けた力が様々な課題への対応に生かせることを実感できるような「主体的・対話的で深い学び」の導入と、「主体的・対話的で深い学び」を実現するために、学校が教育内容や時間の配分、教育資源の確保を通じて教育効果の最大化を図る「カリキュラム・マネジメント4」の確立が重要なテーマとされています。また教育内容については、小学校における外国語の教科化や道徳の教科化が図られており、こうした新しい取組への対応が進められています。

③学校における働き方改革

教育をめぐる社会情勢の変化に対応し、教育の充実を図る上で、教職員の資質の向上が不可欠となる中で、教職員の多忙な勤務状況が深刻な課題として注目されています。国においても、学校現場における業務改善のためのガイドラインの作成等の取組が進められていますが、多くの教職員が、長時間労働に従事している実態とその常態化が報告されています。中央教育審議会の「学校における働き方改革特別部会」では、教職員が担うべき業務の明確化が進められており、授業や授業準備等に集中し、教育の質を高められるような働き方改革を進める必要があります。全国的に教職員の働き方改革は重要な課題となっており、本村においても教育のさらなる充実に向け、中心的な担い手となる教職員が、本来の力を発揮できる環境づくりが求められています。

④部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの策定

平成30年3月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定され、令和4年12月に「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定し、「学校部活動及び新たなクラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」として策定されました。このガイドラインでは、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応などについて国の考え方が示されています。少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組み、生徒の自主的で多様な学びの場である部活動の教育的意義を継承・発展させるなど、新しい価値の創出が求められています。

⑤コミュニティ・スクール導入の拡大

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)とは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5」に基づく制度で、地域や学校の実情に応じて学校の運営に関して協議する学校運営協議会を設置し、地域とともにある学校づくりをしていくための仕組みです。平成29年3月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、学校運営協議会設置の努力義務化や複数校で一つの協議会を設置することが可能になったことで、全国的にも導入が進み、今後も制度を通じて保護者や地域住民等の学校運営や教育活動への積極的な参画を得ること、保護者や地域住民等の理解と協力を得た学校運営の実現等が期待されます。

⑥GIGA スクール構想の加速

GIGAスクール構想とは、児童・生徒1人1台端末と高速通信環境の整備をベースとして、Society5.0の時代を生きる子どもたちのために「個別最適化され、創造性を育む教育」を実現させる施策として、文部科学省が推進する取組のことです。同構想では当初、令和元年度から5年間をかけて学年ごとに順次ハード環境を整備する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けてオンラインを活用した授業や学習への必要性が高まったことから、補正予算を活用して端末導入のスケジュールが大幅に前倒しされた結果、令和3年3月末には多くの小・中学校で端末の導入が完了し、学校のICT環境が急速に整備され、今後は様々な活用方法が期待されています。

⑦「令和の日本型学校教育」の推進

令和3年1月、中央教育審議会は「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」の答申を出しました。令和の日本型教育として、急激に変化する社会状況を見据えた学校教育の改革の方向と今後進めるべき具体的な取組が盛り込まれ、新学習指導要領の着実な実施の重要性や ICT が学校教育を支える基盤的なツールとなることなどが示されました。さらに、国においては、公立小学校における少人数学級や高学年への教科担任制の導入等、改革が進められようとしています。

3 教育振興基本計画の位置付け

教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項に規定する「地方公共団体における教育の振興のための基本的な計画」として策定するものです。

国では、平成25年6月に同法第17条第1項の規定に基づき、我が国の今後の教育施策の方向性を示す「第1期教育振興基本計画（平成20年度～平成24年度）」が策定され、現在では、「第4期教育振興基本計画（令和5年度～令和9年度）」に移行しています。

なお、「球磨村教育大綱」については、第6次球磨村総合計画の基本目標5「未来を拓く人づくり（子どもはむらの宝）」（子育て支援の充実、学校教育の充実、生涯学習の振興、生涯スポーツの振興、文化の振興）に関する部分をもって「球磨村教育大綱」と位置付け、球磨村教育振興基本計画は、教育大綱に定める基本施策をより具現化する計画として定めています。

■SDGsとの整合

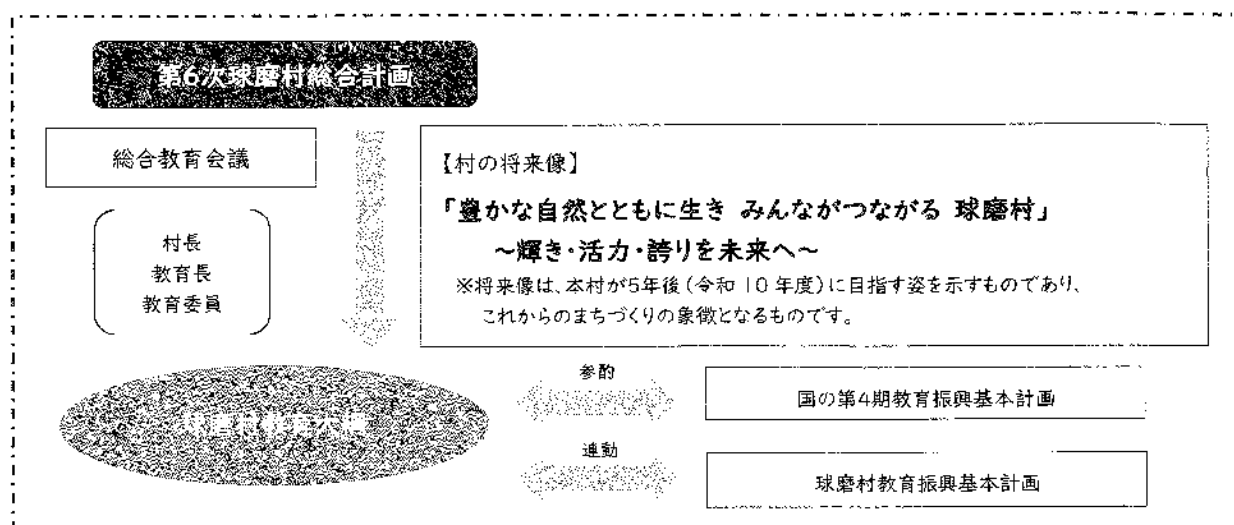
SDGsとは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、平成27年9月の国連サミットで採択された、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であり、2030年までに達成すべき17のゴールと169のターゲットから構成されています。

17のゴールの中には「質の高い教育をみんなに」という目標があり、「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。」ことが掲げられています。

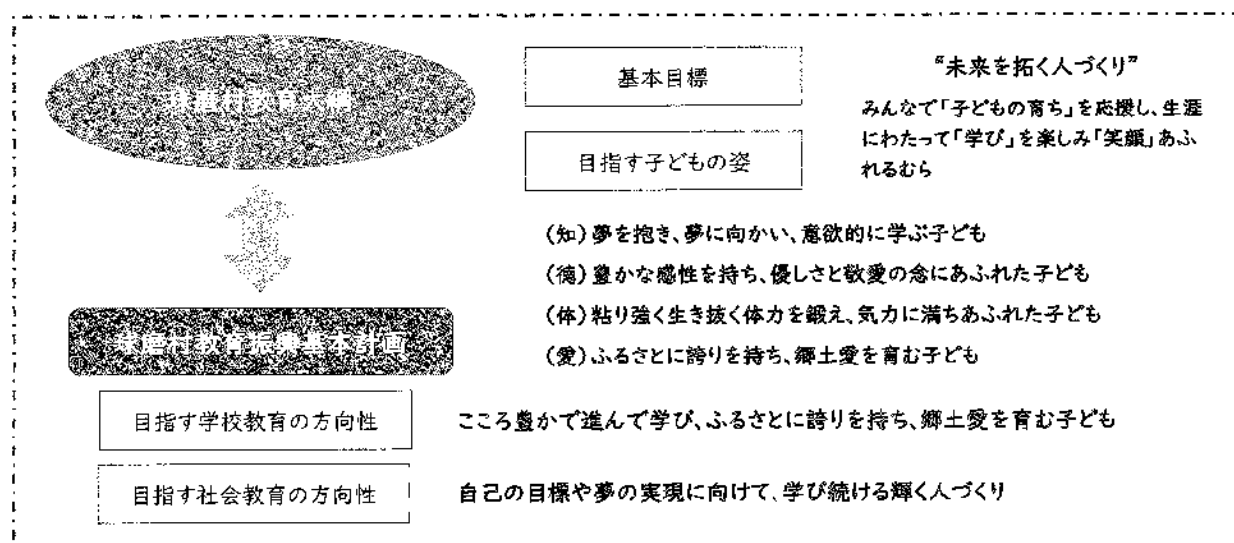
SDGsの理念を踏まえ、本計画においても施策の展開を図っていく必要があります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS





第6次球磨村総合計画に掲げる5つの基本目標のうち、教育分野に関する基本目標を球磨村教育大綱における共通の基本目標とし、球磨村教育振興基本計画の推進により、「こころ豊かで進んで学び、ふるさとに誇りを持ち、郷土愛を育む子ども」の育成に邁進します。



4 教育振興基本計画の期間

教育振興基本計画の期間は、球磨村教育大綱（球磨村総合計画）と連動することを基本とします。球磨村教育大綱（球磨村総合計画）は、令和6年度から、第6次球磨村総合計画後期基本計画に移行することに伴い、令和6年3月に改定します。

よって、本教育振興基本計画は、総合計画後期基本計画の計画期間である令和6年度から10年度までの5年間とします。

しかし、社会情勢等の変化を踏まえて、毎年見直すこともあります。

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
第6次球磨村総合計画	第6次球磨村総合計画「R1～R10」 【上位計画】									
	前期基本計画「R1～R5の5年間」					後期基本計画「R6～R10の5年間」				
球磨村教育大綱	球磨村教育大綱 前期基本計画「R1～R5の5年間」					球磨村教育大綱 後期基本計画「R6～R10の5年間」				
球磨村教育振興基本計画	球磨村教育振興基本計画 前期基本計画「R1～R5の5年間」					球磨村教育振興基本計画 後期基本計画「R6～R10の5年間」				

5 教育振興基本計画の進行管理と評価

教育振興基本計画の基本目標に基づいて実施する基本施策については、その実現に向けた指標を設定し、定期的な点検とその結果の評価による進行管理を毎年度行います。

なお、計画を効果的に推進するために、主な施策の具体的方策や取組指標、成果指標を設定するとともに、施策の評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、点検・評価報告書を作成し、ウェブサイト等を活用して公表します。

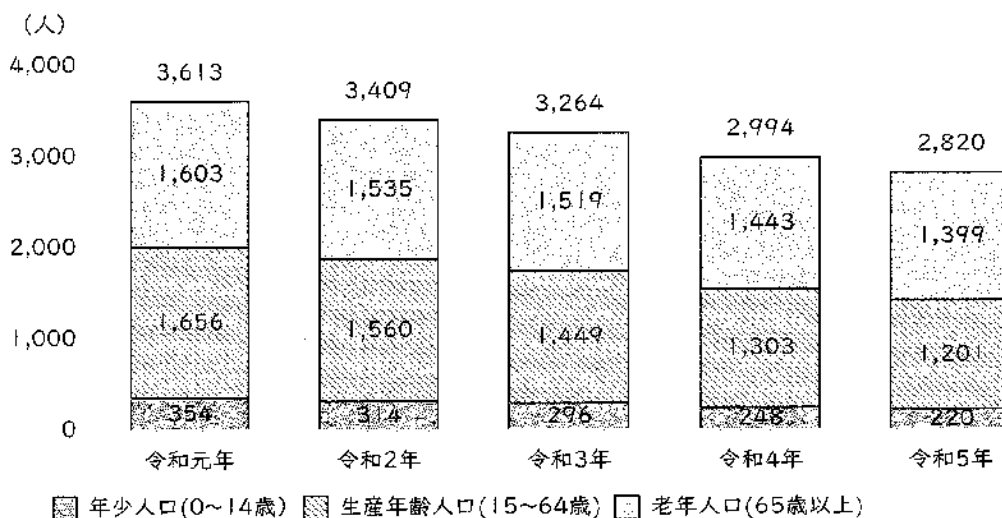
また、指標を達成できなかった施策、指標の見直し等が必要な施策については、次年度の計画に反映させ、球磨村の教育施策の更なる充実に努めます。

Ⅱ 球磨村の現状

Ⅰ 統計からみた村の現状

(1) 総人口の推移

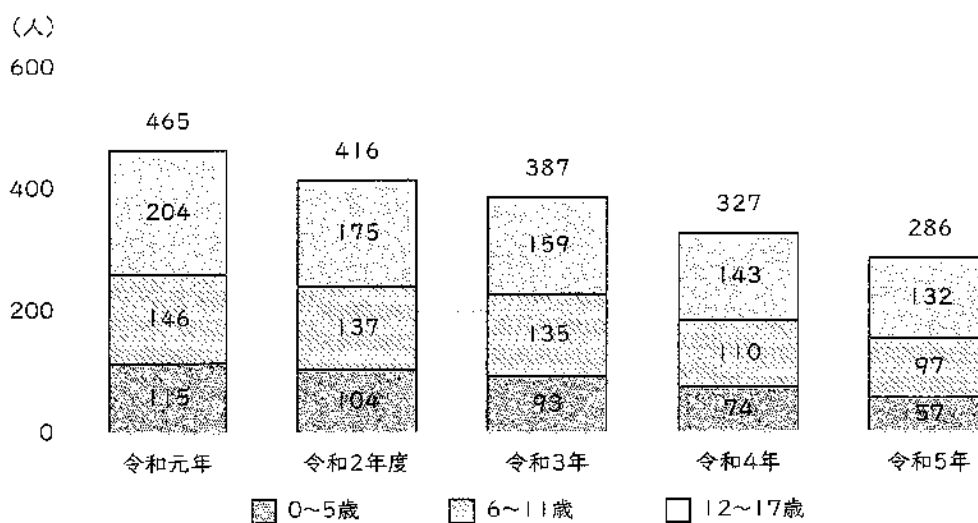
本村の総人口の推移をみると、令和元年から令和5年にかけて793人減少しています。特に年少人口の減少が著しく、総人口の1割未満となっています。



資料:住民基本台帳(各年9月30日現在)

(2) 0~17歳の人口の推移

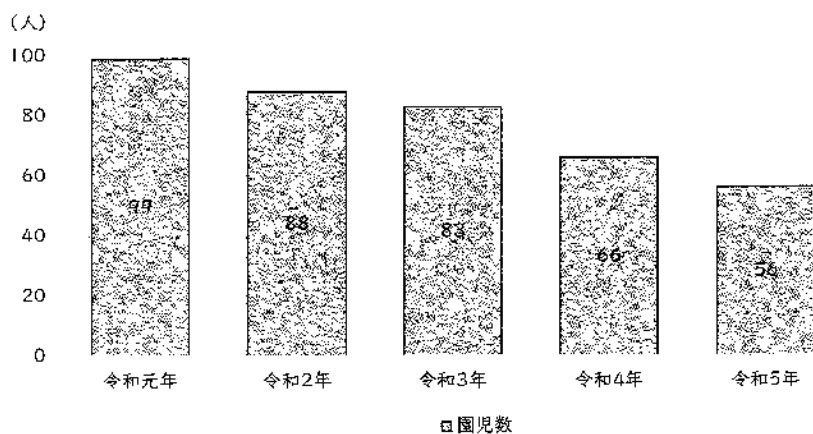
0~17歳の人口の推移をみると、令和元年から令和5年にかけて179人減少しています。特に0~5歳は、令和元年から半数まで減少しています。



資料:住民基本台帳(各年9月30日現在)

(3) 保育所(園)数、園児数等の推移

園児数の推移をみると、減少傾向にあり、令和元年から、令和5年の間で43人減少しています。また、令和2年7月豪雨災害により、神瀬保育園が閉園し、令和5年時点の村内の保育園数は2園となっています。

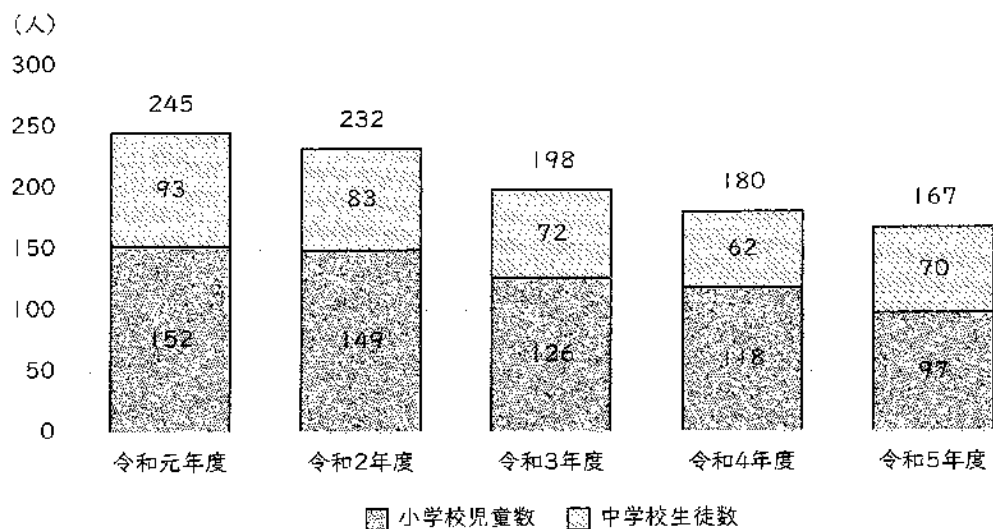


	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
渡保育園	70	60	52	41	37
こがね保育園	21	23	31	25	19
神瀬保育園	8	5	-	-	-
計	99	88	83	66	56

資料:保健福祉課資料(各年4月1日)

(4) 小学校・中学校の児童・生徒数の推移

小学校・中学校の児童・生徒数の推移をみると、前年度からの減少数が令和2年度及び令和3年度を除いて20人未満でしたが、令和2年度及び令和3年度は34人減少しています。また、令和5年度の小学校児童数は100人を下回り、97人となっています。



資料:学校基本調査(各年4月1日)

Ⅲ 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本村は、第6次総合計画において、「未来を拓く人づくり」を基本目標に掲げ、教育大綱と連動し「子育て支援の充実」「学校教育の充実」「生涯学習の振興」「生涯スポーツの振興」「文化の振興」の5つの施策を進めています。

豊かな人間性と文化が育まれ、球磨村（「ふるさと」）で世代を超えて互いにつながり学びあい、これからの「未来」を切り拓き、「たくましく生き抜く」人材づくりを目指し、本計画の基本理念を以下のとおり定めます。

「ふるさとを愛し、未来をたくましく生き抜く人づくり」

2 計画の基本方針

1. 球磨清流の子どもを育む学校教育の推進

学校教育においては、基礎的・基本的な知識と技能を習得し、自ら考え、学び続けることのできる確かな学力の育成、人を思いやる心や命を大切にする豊かな心の醸成、心身ともにたくましく、ねばり強く未来を生き抜くための健康な体の育成といった、未来を生き抜く力の育成を目指し、取組を推進します。

2. 地域と連携した学校教育の推進

学校と家庭や地域が一体となって、特色ある教育活動や地域とともにある学校づくりができるよう、よりよい教育環境の整備に努めるとともに、家庭の教育力向上に向けた支援を行います。

3. 魅力ある学校づくりの推進

児童・生徒が安全で安心な学校生活を送れるよう、学校施設の維持管理や連携体制の構築を計画的に行うとともに、教職員の資質向上や働き方改革により、教職員が児童・生徒の成長を十分にサポートできる体制づくりに努めます。

4. 生涯に亘り学び続け、輝く人づくりとライフステージに応じた体力づくりの推進

むら全体の活力と魅力を高め、本村の愛着と誇りを感じることができ、すべての人が生涯に亘って学び続けることができるよう、住民主体のスポーツ活動、芸術・文化活動を推進します。“「学び」を楽しみ「笑顔」あふれるむら”を目指すべく、学びの成果をみんなで楽しみ、活かし、人が輝くむらづくりを目指します。

3 計画の全体像

基本目標の達成に向けて、次代を担う子どもたちがたくましく未来を切り拓き、よりよい社会を築いていくために必要な力を育成することが重要となります。

球磨村教育グランドデザイン

第6次球磨村総合計画

将来像

豊かな自然とともに生き みんながつながる 球磨村
～輝き・活力・誇りを未来へ～

基本目標 未来を拓く人づくり

みんなで「子どもの育ち」を応援し、生涯に
わたって「学び」を楽しみ「笑顔」あふれるむら

教育大綱

～目指す子どもの姿～

- (知) 夢を抱き、夢に向かい、意欲的に学ぶ子ども
- (徳) 豊かな感性を持ち、優しさや敬愛の念にあふれた子ども
- (体) 粘り強く生き抜く体力を鍛え、気力に満ちあふれた子ども
- (愛) ふるさとに誇りを持ち、郷土愛を育む子ども

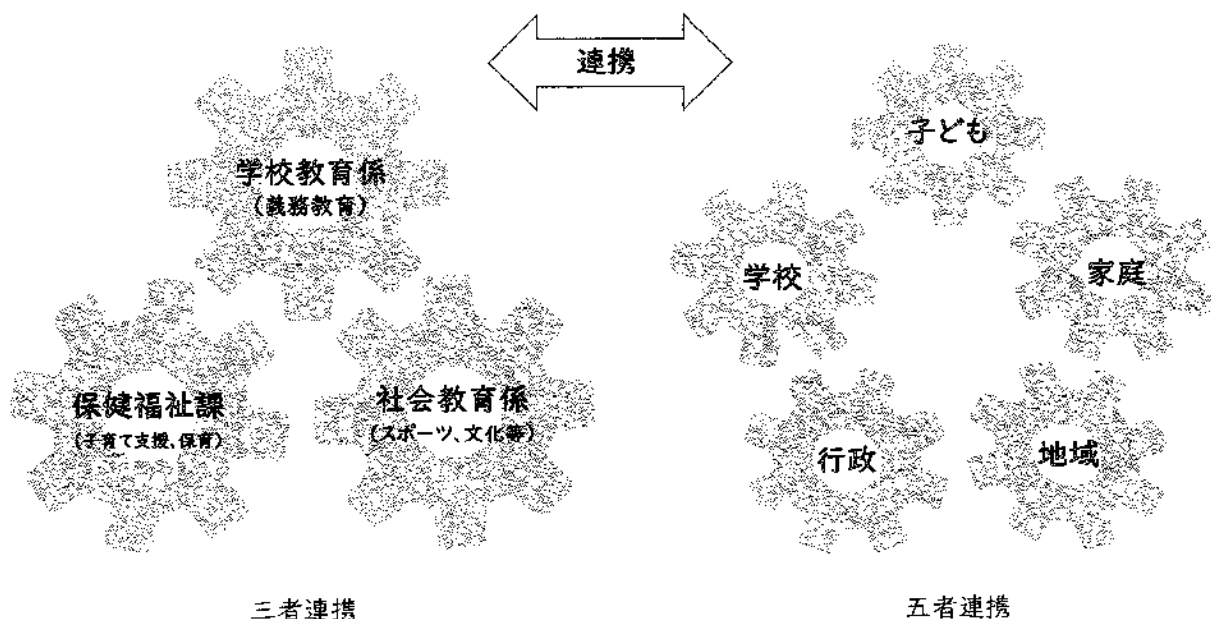
球磨村教育振興基本計画

「ふるさとを愛し、未来をたくましく生き抜く人づくり」

教育の方向性

こころ豊かで進んで学び、ふるさとに
誇りを持ち、郷土愛を育む子ども

自己の目標や夢の実現に向けて、
学び続ける輝く人づくり



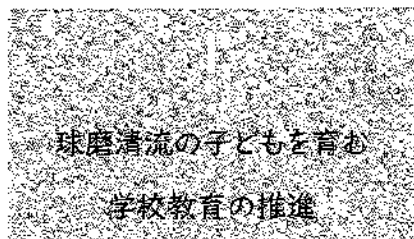
4 計画の体系

—基本理念—

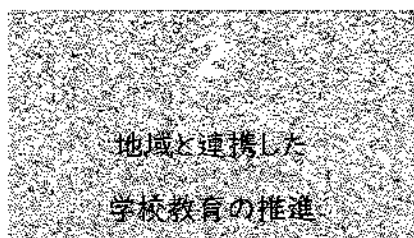
ふるさとを愛し、未来をたくましく生き抜く人づくり

—基本方針—

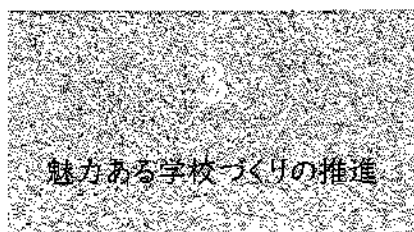
—基本施策—



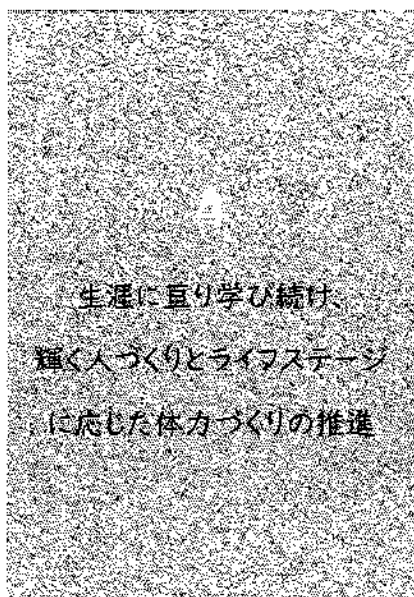
- 1 確かな学力の育成
- 2 豊かな心の醸成
- 3 健康な体の育成



- 1 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
- 2 家庭・地域教育力向上への支援
- 3 休日の部活動の段階的な地域移行の推進



- 1 信頼される学校づくり
- 2 教育環境の充実
- 3 教職員の働き方改革の推進



- 1 公民館活動の推進
- 2 生涯学習事業の充実
- 3 社会教育関係団体との連携
- 4 人権教育・啓発の推進
- 5 スポーツの振興
- 6 文化の振興
- 7 文化財の保護・活用
- 8 民俗文化の保存・継承

第2章 各論

I 球磨清流の子どもを育む学校教育の推進

《数値目標》

項目	単位	数値目標	達成状況
ジュニア ICT リーダー育成プログラムの参加率	% (参加者数/5年生以上の児童・生徒数)	—	30.0

1-1 確かな学力の育成

<具体的な取組>

(1) 学力向上に向けた取組の充実	
＜主な施策＞	「熊本の学び推進プラン」¹や球磨教育事務所の重点取組等を踏まえ、基礎的・基本的な知識や技能の定着を図り、課題解決に向けて主体的・対話的で深い学びの実現のための授業を深化させます。 また、国や県の学力・学習状況調査結果分析に基づく取組の充実を図り、学力の向上を目指します。
○主な取組	・学習指導要領に沿った授業改善 ・教職員研修の充実 ・家庭学習の充実 ・効果的な ICT の活用を通じた学習意欲の喚起 ・国及び県学力・学習状況調査等を活用したPDCAサイクルに基づいた取組の充実 ・幼児期と児童期の学びの接続の推進 ・「キャリア・パスポート」²の活用 ・校内図書館の整備充実と読書活動の一層の推進 ・地域未来塾の充実 ・働き方改革の推進

¹ 「熊本の学び推進プラン」：＜熊本の全ての子どもたちが、「学ぶ意味」を問いながら、「能動的に学び続ける力」を身に付ける＞ことを理念に掲げ、基本方針を①教育活動の質を向上させ、学習効果の最大化を目指すカリキュラム・マネジメントの推進 ②子どもが問いを発し、課題に主体的に立ち向かい、学びを深める授業改善の推進 ③子どもと教師のための効果的な学力検証改善サイクルの確立 ④家庭と連携を図りながら、子どもたちの学習習慣形成を促す取組の推進 の4点とし、2020年4月から実施

² キャリア・パスポート：小学校から高等学校を通じて、児童・生徒が自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりして主体的に学びに向かう力を育み、自己実現につなぐために、各学年での活動を記録し蓄積するポートフォリオで、2020年4月から実施

(2) 情報化に対応した教育の充実

<主な施策>	学習指導要領の中で情報活用能力が言語能力等と同様に、教科等の枠を越えて、すべての学習の基盤として育まれ活用される資質・能力と位置付けられました。そこで、教育の質の向上を目指し、「教育の情報化」3つの柱（◇各教科等の目標を達成するための効果的な ICT の活用 ◇情報活用能力の育成 ◇教職員の事務負担の軽減や子どもと向き合う時間の確保）の充実に取り組みます。
○主な取組	・学校における ICT 環境整備 ・ICT 支援員との連携 ・教職員の ICT 活用指導力の育成のためのサポート体制の整備 ・プログラミング教育の推進 ・村内外との遠隔授業（交流・会議等）の推進 ・ICT の効果的な活用を通じた意欲の喚起と情報モラルを含む情報活用能力の育成 ・Google for Education をはじめとする企業や大学との連携

(3) 国際化に対応した英語教育の充実

<主な施策>	世界に目を向ける人材の育成に向けて、義務教育学校の日々の授業改善を通じた学習意欲の喚起、自主学習の推進、外部検定試験等へのチャレンジ、ICT の効果的な活用や ALT との連携等を推進していきます。
○主な取組	・英語検定への挑戦（中 1:5 級、中 2:4 級、中 3:3 級） ・タブレットを活用した英語学習の充実 ・英語指導力向上のための研修や研修会の充実 ・ICT を活用した国内外との遠隔交流（授業等）の実施 ・県教委主催の「肥後っ子わくわくイングリッシュキャンプ」への児童・生徒の積極的参加 ・村 ALT を活用した事業の充実 ・海外教職員受け入れ事業³への応募

³ 海外教職員受け入れ事業：公益財団法人ユネスコ・アジア文化センターが文部科学省の委託を受け、我が国と中国・韓国・インド・タイ教職員と双方の相互理解と友好を促進する事業

(4) 特別支援教育の充実	
＜主な施策＞	特別支援教育は、障がいの有無やその他の個々の違いを認識しつつ、様々な人々がいきいきと活躍できる共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム⁴の基礎となるもので、私たちの社会にとって重要な意味を持っています。 特別支援教育をすべての教育活動の基盤に据え、特別支援教育に対する理解を深め、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援の充実を図ります。
○主な取組	・教職員対象の特別支援教育研修の充実と専門性の向上への支援 ・発達障がい等についての保護者や地域の方々への理解と啓発の推進 ・合理的配慮⁵やユニバーサルデザイン⁶の視点に基づく授業 ・学習環境づくりの推進 ・関係機関との連携を重視した就学支援委員会の充実 ・特別支援教育連携協議会や実務担当者部会の充実

⁴ インクルーシブ教育システム：障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組み

⁵ 合理的配慮：障がいのある子どもに、その状況に応じて個別に必要とされるもの

⁶ ユニバーサルデザイン：年齢や障がいの有無に関わらず、より多くの人が利用できるようにデザインすること

1-2 豊かな心の醸成

<具体的な取組>

(1) いじめ・不登校、問題行動等の未然防止と早期発見・早期対応

<主な施策>	子ども同士の人間関係や子どもと教職員の信頼関係などを基盤とした学級経営や組織体としての教職員同士のつながり等の充実を図り、心の居場所としての学級・学校づくりを推進します。また、家庭や関係機関との連携を図り、いじめや不登校、問題行動等の未然防止と解消に努めます。
○主な取組	・学校と教育委員会との連携の強化 ・教育委員会・球磨教育事務所（ソーシャルカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等）との連携 ・保健福祉課等との連携 ・生徒指導に係る保・義務教育連携の強化 ・要保護児童対策地域協議会（要対協）やケース会議等開催への支援 ・心のアンケート等、各調査結果への対応

(2) 「特別の教科 道徳」の指導方法の確立と体験学習の充実

<主な施策>	「特別の教科 道徳」は「よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うために、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる」ことを目標としています。このことを踏まえ、指導体制の充実を図りながら、道徳教育を全ての教育活動の基盤に据え、家庭・地域と連携した道徳教育を推進します。
○主な取組	・指導方法や評価方法の工夫改善 ・「熊本の心」や「つなぐ～熊本の明日へ～」等を活用した授業の充実 ・子どもの社会性や豊かな感性を育む体験学習の積極的推進 ・教職員研修会（及びふれあい集会）⁷の充実

⁷ 教職員研修会（及びふれあい集会）：本研修会は、昭和59年10月の文部省指定道徳教育協同推進校研究発表会に向けて、村内全ての小中学校（当時は中学校1校、小学校5校、分校4校）が一緒になって取り組んだことを記念して昭和60年から続いている研修会。前半は道徳やその他の教科等の授業研究会や講演会、後半は教職員の懇親を深めるふれあい集会の2部構成

(3) ふるさとへの愛着を育てる「ふるさと学習」の充実

<主な施策>	本村では、教育の目指す方向性として、「ふるさとへの愛着と誇りを持ち、こころ豊かで進んで学ぶ球磨村っ子」の育成を掲げています。9年間の義務教育の中で、地域の多様な人たちとつながりながら学び、ふるさとの歴史、自然、文化、暮らし、名所旧跡等のよさや課題等を広く知れるよう取り組みを進めます。このことを通して、子どもたち自身が地域の一員として地域の力になる意識を高めていくこと、そして、ふるさと球磨村への愛着や誇りにつながっていくことを目指します。
○主な取組	・義務教育9年間を見通した学習内容の選定 ・各学校の「地域に開かれた教育課程」⁸への「ふるさと学習」の位置付け ・地域人材の発掘と人材を活用した「ふるさと学習」の推進 ・「特別の教科 道徳」との関連 ・村内行事等への積極的参加

(4) 人権教育の充実

<主な施策>	部落差別（同和問題）を人権問題の重要な柱として捉えるとともに、ハンセン病回復者等の人権や水俣病をめぐる人権など様々な人権問題について正しく理解し、認識を深めるための人権教育を展開できるように努力します。 また、全ての教育活動の基盤に人権教育を据え、自己存在感や自己肯定感の育成、他者と共によりよく生きようとする態度や規範意識の育成、学級集団等において受容的、共感的な人間関係を構築するなど、人権教育の充実に取り組みます。
○主な取組	・熊本県教育委員会指定「子どもたちによるいじめ防止推進事業」への取組の充実とその成果を生かす人権教育の推進 ・家庭、地域、関係機関等との連携及び啓発の推進 ・発達段階に応じた人権教育の推進 ・熊本県人権子ども集会⁹への積極的参加 ・人権教育の指導方法等の工夫と改善 ・「水俣に学ぶ肥後っ子教室」の取組の推進

⁸ 「地域に開かれた教育課程」：教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、社会教育と連携したりして、学校教育を学校内に閉じず、その目指すところを地域と共有・連携しながら実現させること

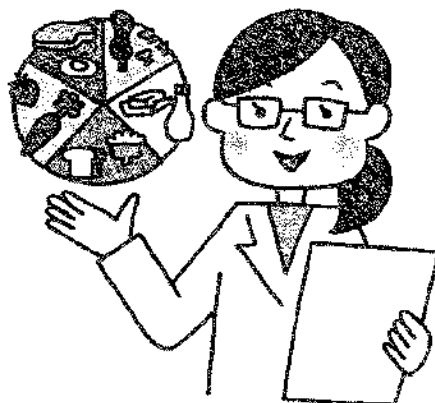
⁹ 熊本県人権子ども集会：「熊本県人権教育・啓発基本計画」の趣旨を踏まえ、児童・生徒を主体とした集会活動を通して、全ての人々の人権意識を高め、部落差別をはじめあらゆる差別をなくし、人権が共存する人権尊重社会の実現を目指す取組

1-3 健康な体の育成

<具体的な取組>

(1) 後期課程部活動の適正な推進と教科体育等の充実	
<主な施策>	後期課程部活動が、「球磨村立中学校における運動部活動の指針」に則り適正に運営されるために、家庭や地域との連携・協働を推進します。 また、教育活動全体を通して、体力の向上を図る取組を推進するために、運動の日常化、各種大会への参加や教科体育・保健体育の授業改善に努めます。
○主な取組	・後期課程部活動の適正な推進 ・水泳大会や持久走大会等への支援 ・前期課程教科体育、保健体育の充実 ・児童・生徒の体力向上への支援の充実

(2) 保健教育・食育の充実	
<主な施策>	心身ともに健康な生活習慣の形成に向けて保健教育・保健指導の充実を図るとともに、組織的対応による保健管理の徹底を図ります。食に関する指導は、体育科・家庭科や特別活動での指導等を相互に関連させながら、学校教育活動全体で取り組むことが重要です。 また食育を通して、保護者や地域の方々と連携しながら、食事の重要性、心身の健康、食品を選択する能力、感謝の心、社会性、食文化等の指導にも取り組みます。
○主な取組	・養護教諭や栄養教諭等の専門員の活用 ・児童・生徒、保護者を対象とした保健指導、健康相談の充実 ・学校給食の教育的効果を引き出す取組の充実 ・家庭と連携した食に関する正しい知識と望ましい食習慣の育成 ・学校給食における食の安全の推進（異物混入、ノロウイルス、食中毒防止等） ・地産地消の取組の充実 ・食品アレルギーへの対応の充実 ・学校給食運営委員会及び給食部会の充実



(3) 防犯や交通事故防止

<主な施策>	登下校時等の子どもの安全確保のため、家庭、地域、警察等の関係機関と連携し、防犯対策についての取組を推進します。また交通事故防止については、道路歩行時の危険の理解と安全行動の仕方や自転車安全利用五則 ¹⁰ の周知等、危険予知能力と危険回避能力を高める交通安全教育の推進に努めます。
○主な取組	・地域学校協働活動¹¹の推進 ・通学路安全推進会議¹²の充実 ・役場関係課との連携強化 ・警察や交通安全協会等の関係機関との連携 ・危険予知や回避トレーニング¹³の導入 ・子ども見守り事業の推進 ・スクールバス運転手との情報共有

(4) 防災教育の充実

<主な施策>	教育委員会及び学校(教職員や児童・生徒)が取り組むことができる防災活動として、平成30年度には「自分の命は自分で守る」をテーマにした防災教育チャレンジプラン¹³に取り組みました。防災ブロック会議への教職員や子どもの参加、3校合同の防災訓練(12月実施)、防災学習会の実施、家庭でのタイムライン¹⁴作成、標語やポスターの募集、防災カレンダーの作成等の取組を行いました。今後も様々な災害を想定し、保・義務教育、家庭、地域や関係機関と連携しながら、自助・共助・公助の防災教育の充実に取り組みます。 また、毎年12月に実施している合同防災訓練は、その年のテーマに従い、関係課や関係機関と連携し、防災教育の充実に努めます。
○主な取組	・球磨村義務教育学校防災教育の日(12月第1日曜日)の取組の充実 ・総務課防災係との連携の強化 ・村防災の取組への子どもや教職員の積極的参画 ・「我が家のタイムライン」等の作成 ・「くまもと防災教育月間」(平成28年4月に発生した熊本地震や令和2年7月豪雨の経験の風化等を防ぐ目的)の取組の充実

¹⁰ 自転車安全利用五則:①自転車は車道が原則、歩道は例外②車道は左側を通行③歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行④安全ルールを守る
⑤子どもはヘルメットを着用

¹¹ 地域学校協働活動:幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動

¹² 通学路安全推進会議:平成 27 年に策定された通学路交通安全プログラムに基づき、関係機関が連携し、児童・生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保を図るために設置された会議

¹³ 防災教育チャレンジプラン:全国で取り組まれつつある防災教育の場の拡大や質の向上に役立つ共通の資産を作ることを目的とし、新しいチャレンジをサポートする実行委員会の取組の名称

¹⁴ タイムライン:台風、大雨等による被害を最小化するために、災害発生や台風が接近する時間から遡って時系列で対応を定めておく手法

Ⅱ 地域と連携した学校教育の推進

《数値目標》

球磨清流学園の「ふるさと学」における地域連携・参画の実施率	% (実施クラス／総クラス)	36.3	100
-------------------------------	-------------------	------	-----

2-1 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

<具体的な取組>

(1) 地域学校協働活動の推進	
<主な施策>	子どもたちの学びや成長を支え、学校・地域の活性化に向けて、地域と学校がパートナーとして連携・協働した地域学校協働活動を通して、学校教育活動を地域に開き、地域全体による教育を実現することが重要になってきています。そのために、学校運営協議会との連携を密にしながら、学校応援団活動を核とした従来の地域と学校の連携体制を基盤として、より多くの幅広い層の地域住民、関係団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成し、学校を核とした地域づくりを目指す推進体制として地域学校協働本部の充実を目指します。
○主な取組	・地域学校協働活動についての理解を深めるための取組の充実 ・学校運営協議会の充実 ・地域学校協働本部の充実 ・地域の方々へ情報発信する場の開設(地域づくりフォーラムなど)



(2) 学校と地域が連携・協働した「地域に開かれた教育課程」の推進

<主な施策>	これからの時代に求められる教育を実現していくためには、より良い学校教育を通して、より良い社会を創るという理念を学校と地域が共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身につけられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、地域との連携及び協働によりその実現を図っていくという、地域に開かれた教育課程の実現が重要となります。 今後は、工芸・農業・自然・歴史・伝統文化等を通して、ふるさとの思いや願いに触れ、自分ができていることを考えてもらうことでふるさとへの思いをさらに深め、将来の生き方を考えることができる学習として「ふるさと学習」を教育課程に位置づけていくことを検討します。そのためには、学校と地域が連携協働した取組が必須となります。
○主な取組	・地域学校協働活動推進のためのコーディネート会議¹⁵（学校単位）の開催 ・「ふるさと学習」の教育課程への位置づけ ・地域教材集の作成 ・キャリア教育¹⁶の充実（子どもヘルパー事業、職場体験学習、福祉体験学習等） ・地域の伝統行事への参加と継承

2-2 家庭・地域教育力向上への支援

<具体的な取組>

(1) 学習機会の提供	
<主な施策>	近年、少子化や核家族化の進行やひとり親世帯の増加等、家庭環境が大きく変化し、家庭の教育力が低下していると指摘されています。家庭は教育の原点であり、すべての教育の出発点である家庭の教育は、親の学び場でもあり、子育てに喜びを見出せるような支援とともに、環境に応じた家庭教育の支援と学習の機会を提供します。
○主な取組	・学びの土台となる言葉の力を育てる環境づくり ・家庭教育講演会等の充実 ・様々な機会を捉えた「親の学び」プログラム¹⁷の実施 ・「くまもと家庭教育支援条例」¹⁸の啓発 ・「くまもと教育の日 in くまむら」¹⁹の充実

¹⁵ コーディネート会議：教科等や学校行事等の年間・学期・月計画等の中で、学校側が地域学校協働活動で実施したいと考える教育活動について、地域学校協働本部（学校応援団）に加入されている団体の代表者や個人の方々と話し合いを持ち、協働してもらう協力者を決めるための会議

¹⁶ キャリア教育：子ども一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育

¹⁷ 「親の学び」プログラム：参加体験型の学習スタイルで、子育てのコツを身近な話題から学ぶプログラム

¹⁸ 「くまもと家庭教育支援条例」：平成25年4月1日に施行され、家庭教育を支援し、子どもの健やかな成長に喜びを実感できる熊本の実現を目指す条例

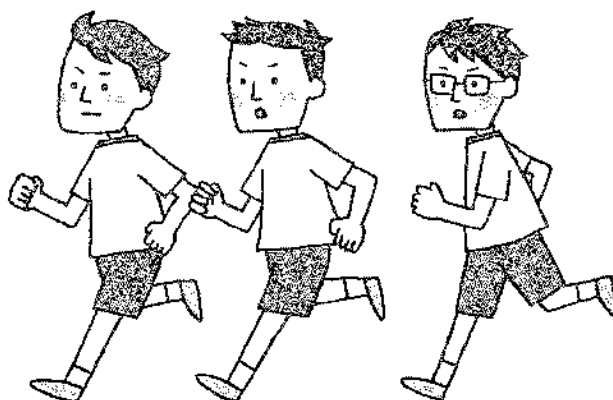
¹⁹ 「くまもと教育の日 in くまむら」：教育の重要性について県民（住民）の一層の理解を得、また、学校、家庭、地域社会が一体となって連携・協力し、互いの教育力を高めるとともに、教育関係者がその責務の重大さを自覚し、新たな思いで教育に取り組む契機とする日

(2) 地域全体で子どもたちの学びや成長を支え、地域を創生する教育の推進	
＜主な施策＞	未来を担う子どもたちを健やかに育むために、学校・家庭・地域が連携・協働し地域全体で子どもたちを育む体制づくりが必要です。そのためには地域学校協働活動の推進体制である地域学校協働本部と学校運営協議会が一体となった取組の推進を通して、「むらの宝」である子どもたちの学びや成長を支え、地域の活性化・創生につながることを目指します。
○主な取組	・地域学校協働活動を通して地域全体で子どもたちを育む体制づくり ・地域の課題解決のための熟議を学校運営協議会でできる体制づくり ・アフタースクール²⁰の充実 ・地域未来塾²¹の充実

2-3 休日の部活動の段階的な地域移行の推進

＜具体的な取組＞

(1) 地域部活動検討委員会による検討	
＜主な施策＞	地域移行に関する「休日の部活動の地域移行や外部指導者の導入」、「部活動数の適正化を含む義務教育学校の部活動運営」、「部活動と社会体育との連携」等の課題を検討する必要があります。 その検討結果を踏まえ、関係団体等と連携し、様々な課題を解消しながら、令和7年度までに、スムーズに移行できるよう取り組みます。
○主な取組	・受け皿となるスポーツ団体等の整備 ・専門性や資質を有する指導者の確保 ・スポーツの内容に応じた施設の確保と整備



²⁰ アフタースクール(放課後子ども教室):放課後や夏季休業日の一部に、小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちが地域の中で、心豊かに健やかに育まれる環境をつくる取組

²¹ 地域未来塾:幅広い地域の方々の協力を得て、小中学生の学力の向上や学習習慣の形成等、及び地域の教育力向上等を目指し学習の機会を提供する事業

Ⅲ 魅力ある学校づくりの推進

《数値目標》

項目	単位	目標値	現状値
地域学校協働活動ボランティア活動カバー率	%	70.0	100

3-1 信頼される学校づくり

<具体的な取組>

(i) 地域とともにある学校づくりの推進	
<主な施策>	平成29年度は文部科学省のコミュニティ・スクール²²導入等促進事業、平成30年度は、4月当初に学校運営協議会²³を小中学校に立ち上げ、コミュニティ・スクール推進体制構築事業を活用し「地域とともにある学校づくり」を目指した取組を行ってきました。 令和元年11月に、地域学校協働本部²⁴を立ち上げました。今後、子どもたちのために、学校と地域の協働範囲を広げ、穏やかなネットワークを構築し、持続可能な仕組みづくりを模索していきます。
○主な取組	・ステージに応じた学校運営協議会の推進充実 ・学校運営協議会と地域学校協働本部が両立できる体制の構築 ・村づくりにつながる取組の模索 ・村広報等での周知及び啓発

²² コミュニティ・スクール：学校運営協議会を設置し「地域とともにある学校づくり」をする学校で、協議会の委員は一定の権限と責任を持ち、学校の育てたい子ども像や目指すべき教育のビジョンを共有し、目標の実現に向けて協働する仕組みのある学校

²³ 学校運営協議会：3つの機能（①学校運営に関する基本的な方針の承認 ②学校運営全般に関して意見を述べること ③教職員の採用・任用に関して意見を述べること）を持つ合議体

²⁴ 地域学校協働本部：従来の学校応援団による地域と学校の連携体制を基盤として、より多くのより幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制

(2) 保・義務教育・高の連携の強化

<主な施策>	保育園・義務教育学校の連携を推進するために設置した球磨村保義務教育連携事業推進委員会を核にしながら毎年度の取組を検証し、小1プロブレム²⁵・中1ギャップ²⁶の解消や就学前から義務教育終了までの学びや育ちの連続性の視点からも、取組を強化していきます。 また、本村出身の高校生との関わりも模索します。
○主な取組	・保義務教育連携事業推進委員会の充実 ・保義務教育部会の充実 ・「くまもと 早ね・早おき いきいきウィーク」²⁷の充実 ・毎月10日のあいさつ運動

(3) 教職員の資質・能力の向上、不祥事防止及び効率的な働き方の推進

<主な施策>	熊本県教員等の資質向上に関する指標(あるべき姿)を参考に、教職員としての基本的資質や専門性を高めていく球磨村教職員を目指します。同時に信頼される学校づくりの根幹をなす不祥事防止にも全力で取り組みます。 また、教職員の働き方改革は急務であり、積極的に推進していきます。
○主な取組	・村教委主催の会議や研修会の充実 ・県教委作成の「教職員の不祥事根絶を目指して」の徹底 ・村内教職員の働き方改革推進のための方針づくりとICTの活用による負担軽減の取組の推進

²⁵ 小1プロブレム:入学したばかりの小学校1年生が、遊びから学びへと指導内容が一変する学校生活に適應できず、授業が成立しないなど学級がうまく機能しない状況のこと

²⁶ 中1ギャップ:中学1年生が、新しい環境での生活や学習に移行する段階で、不登校やいじめ等の生徒指導上の諸問題につながっていく事態のこと

²⁷ 「くまもと 早ね・早おき いきいきウィーク」:保・小・中連携で、子どもの基本的な生活習慣の定着や教育・保育に係る事業の充実を目指した取組

3-2 教育環境の充実

<具体的な取組>

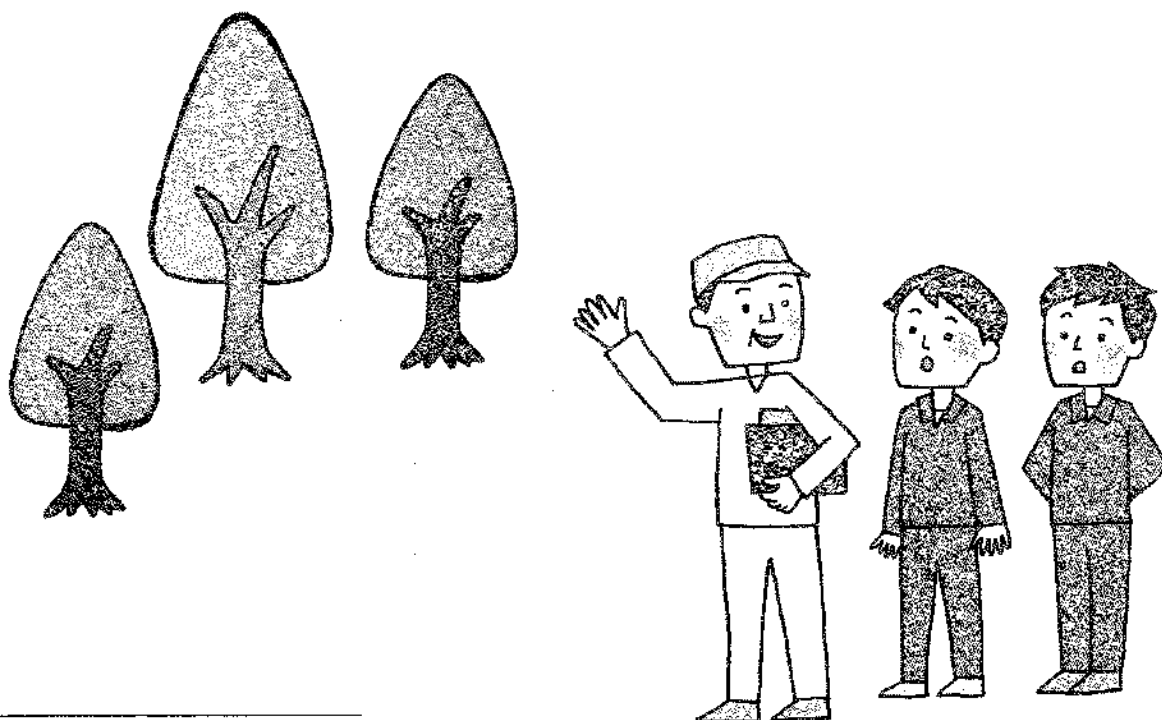
(1) 通学路の安全確保と車両や設備の整備点検	
<主な施策>	本村の通学路は、道路幅が狭く、カーブも多く、落石や倒木等の危険箇所になりやすい道路状況です。ハザードマップ等を定期的に見直し、不審者対策にも十分配慮しながら、安全確保のために通学路の点検を行います。 また、スクールバス通学生が全児童・生徒の76.6%(令和5年度現在)を占めており、バス通学環境や車両・設備の整備点検には、日常的に取り組めます。
○主な取組	・定期的な通学路点検の実施 ・通学路安全推進会議の充実 ・「地域とともにある学校づくり」の推進を通した見守り体制の確立 ・車両等の常時点検、整備と車両入れ替えの年次計画作成 ・毎月開催のスクールバス会議の充実 ・スクールバス運転手の研修の実施

(2) ICT 等機器の導入や入れ替えの年次計画作成	
<主な施策>	平成29年度・30年度は熊本県教育委員会指定の「未来の学校」創造プロジェクト研究指定校として、令和元年度は研究協力校として、ICT の効果的な活用を通して、情報活用能力の育成、授業改善、学力向上等を目指し取り組んでいます。 今後 ICT を活用した取組の更なる充実のために、必要な機器の整備を図るとともに、それらを活用する教職員と ICT 支援員の連携が必須になります。児童・生徒一人一台のタブレット端末等の導入は完了しましたが、学校だけでなく家庭学習でも充実して活用できるよう取り組みを進めます。
○主な取組	・電子黒板やタブレット端末等の計画的入れ替えについての年次計画作成 ・情報化に対応する教育の充実のために、必要な機器の導入計画作成 ・ICT 支援員との連携 ・家庭学習におけるオンライン学習環境整備のための通信費補助

(3) 校舎等の長寿命化計画に基づく学校営繕	
<主な施策>	令和3年度に長寿命化計画を策定し、今後も計画的に必要な箇所の改修を進めます。
○主な取組	・学校関係施設設備の長寿命化計画に基づく学校営繕 ・定期的点検の実施

(4) 脱炭素の村づくりの推進

<主な施策>	令和2年7月豪雨災害を教訓として改めて気候変動問題に向き合い、被災地となった球磨村だからこそ「2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロ」に向けた取組を推進していくこととしており、令和3年6月にゼロカーボンシティ宣言を行いました。 近年、温室効果ガスの排出削減に対する対応が叫ばれる中、本村では、公共施設の省エネ化・再エネ化（太陽光発電やLED照明の導入）、公用車の一部EV化や充電インフラの整備など温暖化対策を実行してきましたが、令和4年6月に脱炭素先行地域に認定されたことをきっかけに、電動スクールバスを試験的に導入し、環境にやさしい村づくりに取り組んでいます。 また、地域資源である美しい景観や環境を自分たちで守り育てることが地球温暖化対策に繋がっていくという意識の醸成と体制づくりを目指すため、村の取組に連動させながら、学校の役割を明確にし、取り組みを推進していきます。
○主な取組	・環境教育の一環としての取組の推進 ・学校内外の環境美化への意識の高揚 ・復興推進課と連携した「クールチョイス ヴィレッジへの挑戦」²⁸の取組の充実 ・学校版環境 ISO²⁹取組の充実と家庭版環境 ISO の推進 ・緑の少年団活動の推進



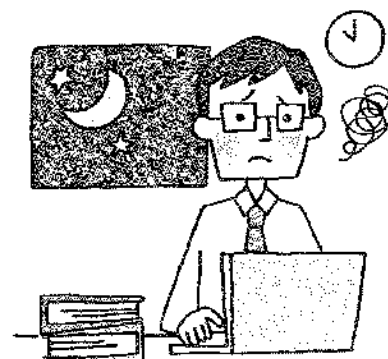
²⁸ 「クールチョイス ヴィレッジへの挑戦」：村内にある森林資源や再生可能エネルギー導入施設などの地域資源を活かしたクールチョイス（cool choice=賢い選択）普及啓発事業。最終的には住民の自発的な温暖化対策に対する行動を促進することがねらい。学校関係では体験型環境学習（クールビズ、地球温暖化等）や出前授業（ウォームビズ、啓発ポスター作成等）等を実施

²⁹ 学校版環境 ISO：子どもたちが自ら考え行動することで、環境にやさしい心情を育むとともに環境保全活動や環境問題の解決に意欲的にかかわろうとする態度や能力を育成することや子どもと教職員、教育委員会、保護者及び地域が一体となって環境問題に取り組む体制づくりがねらい。

3-3 教職員の働き方改革の推進

<具体的な取組>

(1) 学校運営の業務分担による教職員負担の軽減	
<主な施策>	近年、学校の担う役割は多様化、複雑化し、教職員の負担は増加しています。学校や教職員に対する多様な期待は、長時間勤務という形で表れており、看過できない深刻な状況となっています。 教職員が本来の職務を着実に遂行し、児童・生徒と向き合うための時間を十分に確保するためには、教職員の長時間勤務を改善しなければなりません。 球磨村教育委員会では、小学校高学年における教科担任制の導入やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、部活動地域移行に関する方針策定を通して、業務分担、効率化を進めます。 学校環境の維持・管理においては、専門の機関に委託するなど、引き続き、学校における働き方改革の取組を進めていきます。
○主な取組	・教員業務支援員の配置 ・学習支援員の配置 ・安全管理員の配置 ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置 ・勤務時間管理システム整備 ・校務支援システムの導入 ・部活動指導員の導入 ・ストレスチェックの導入 ・学校支援地域コーディネーターの配置 ・ボランティアによる登下校の見守り ・給食費の無償化による徴収業務の削減 ・夏季休業中・年末年始における学校閉庁日の設定



Ⅳ 生涯に亘り学び続け、輝く人づくりとライフステージに応じた 体力づくりの推進

《数値目標》

地域人権教育指導員の継続配置	年	2	5
スポーツ指導者育成のための研修会	年	0	1
「ふるさと学習」内での文化等に関する分野の学習回数	回	2	3

4-1 公民館活動の推進

<具体的な取組>

(1) 新たな地域コミュニティ組織の構築と分館活動の支援	
<主な施策>	これまで地域コミュニティ活動は、21の「行政区」の下、集落を単位とした79の「班」や村民体育祭や駅伝大会等の各種体育的行事の単位である6つの「分館」を中心に行われてきました。 しかしながら、令和2年7月豪雨により、球磨川及び支流の増水氾濫し、幹線道路が浸水や決壊、土砂流出等で通行不能となり、ほぼ全ての集落が孤立状態となりました。特に多くの建物被害が発生した村の中心部では、国の事業による遊水地・引き堤事業が計画による立ち退き、また災害公営住宅入居や高台移転等に伴い、多くの住民が元の住居を離れることで、集落機能を有しない集落は少なくありません。 今後は、集落再編や新たな地域コミュニティ組織の構築が急務です。 そして、新たに組織を核として、体育的行事を拡大するとともに、地域における生涯学習を推進するため、公民館分館活動を支援します。
○主な取組	・公民館分館長会議の開催 ・球磨郡公民館連絡協議会³⁰との連携 ・公民館分館活動の一環としての地域学校協働活動の推進

(2) 自主的(自治的)な分館活動の推進	
<主な施策>	社会教育法第20条では、公民館は、「市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の行事を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする」とあります。できるところから、徐々に分館活動の幅を広めていくことができるよう支援しつつ、将来的には自主的(自治的)な活動に発展できるよう取り組んでいきます。
○主な取組	・公民館分館の活動充実のための支援 ・地域学校協働本部事業の受け皿づくり

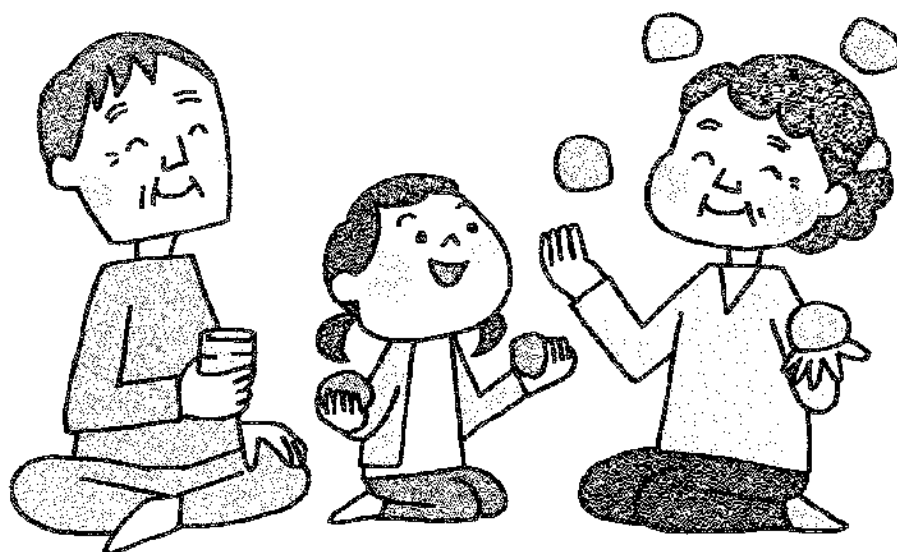
³⁰ 球磨郡公民館連絡協議会：年3回交流体験を通した小学生の健全な心身の育成と他町村の理解を深める「球磨っ子リーダー体験塾」を開催

4-2 生涯学習事業の充実

<具体的な取組>

(1) 生涯学習講座の企画・運営の充実	
<主な施策>	生涯を通じていつでも自由に、機会を選んで学習することは、生きがいづくりや健康で豊かな生活を送ることにつながり、「むらづくり」への大きな力になります。 本村は、村民憲章でも「進んで学び文化のかおる村づくり」を掲げており、学習講座内容の拡充を図り、企画・運営の充実を目指します。 また、学習したことが生かされる場づくり等に取り組み、好循環を生み出していきます。
○主な取組	・地域住民のニーズの把握 ・学習講座数の増加と内容の充実 ・研修の機会の提供

(2) 地域人材の登用と世代間の交流の促進	
<主な施策>	様々な知識や技術を持つ地域人材を発掘し、生涯学習事業の指導者として登用することで、幅広い年齢層に対して生涯学習への関心を高め、世代間の交流を促進します。
○主な取組	・地域人材の発掘と人材マップの作成 ・生涯学習についての効果的な啓発



4-3 社会教育関係団体との連携

<具体的な取組>

(1) 青年団、老人会等の各種団体とのネットワークづくり	
<主な施策>	本村においては、少子高齢化や人口減少等により、地域活動の衰退化が進んでおり、青年団や老人会等の社会教育関係団体の会員数が減少し、活動も縮小傾向にあります。また、団体そのものが存続できない厳しい状況もあります。 地域づくりや地域課題の解決に、社会教育関係団体の果たす役割は大変重要です。会員の確保や諸団体間の連携を深め、緩やかなネットワークづくりを通して、幅広い年齢層による地域づくりを展開できるように支援に努めます。
○主な取組	・社会教育関係団体への支援 ・社会教育関係団体間の連携の推進 ・地域学校協働活動推進を通じた社会教育関係団体とのネットワークづくり

(2) 学習成果が生かされる場の充実	
<主な施策>	それぞれの団体の学習の成果や知識・技能を将来の球磨村を背負う子どもたちの育成のために、「地域とともにある学校づくり」に提供していただく仕組みづくりとして、地域学校協働活動への参画を推進していきます。
○主な取組	・地域学校協働活動への賛同者（団体や個人）を増やす取組の充実 ・3月実施の「文化祭&生涯学習フェスティバル」への出品や出演の働きかけ

4-4 人権教育・啓発の推進

<具体的な取組>

(1) 学習機会の提供と内容の充実	
<主な施策>	人権問題は、憲法が保障する基本的人権を侵害する重大な問題です。部落差別（同和問題）をはじめ、水俣病をめぐる人権、ハンセン病回復者等の人権、子ども、障がい者等に対する様々な人権問題が依然としてあります。 住民一人ひとりが、人権問題について正しい知識を身につけるとともに、あらゆる差別や偏見をなくすことを目指し、各事業所、各団体、教職員、行政職員等が一体となった人権教育を推進するために、実態に即した学習の機会を提供し、差別や偏見のない村づくりを目指します。なお、義務教育学校においては、自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性等を培い、「生きる力」を育むために組織的・計画的に教育活動を進めています。人権教育を推進することによって、自己の存在を大切にすることの意義や他者に対して公正・公平であり、その人権を尊重することの必要性や生涯において様々な人権課題について学び、人間尊重の精神を生活の中に生かしていくことが求められています。今後も継続して教育活動全体を通じて、人権尊重の意識を高め、態度を養う教育を進めることが重要です。発達段階に応じた系統的な人権教育の実践により、子どもが社会の様々な人権課題に対する正しい理解と認識を持てるよう努めます。 また、日常生活の中で、自他の生命と尊厳を互いに尊重し合う態度や自他の人権を守る実践行動へとつなげることでできる子どもを育成し、人権尊重の教育を基本に、持続可能な開発のための教育を具体化し、文化の多様性・国際理解・ジェンダー平等などの課題について、学校が主体的に下記の取組を進めることができるよう環境を整備します。
○主な取組	・村人権教育推進協議会総会や研修会の充実 ・人吉球磨人権教育研究協議会研究大会³¹や人権教育関係の研修会への参加促進 ・各事業所等での研修会の実施

(2) 啓発活動の充実	
<主な施策>	人権を尊重する意識の高揚を図るために、効果的な啓発のあり方を模索する必要があります。 村人権教育推進協議会のあり方を含め、研修会・講演会の開催や広報誌等を通して、学習の機会の拡大を図りながら啓発活動の充実に努めます。
○主な取組	・地域人権教育指導員の継続的配置と積極的活用 ・村広報誌等での定期的な啓発 ・役場職員の研修の充実と啓発活動の推進

³¹ 人吉球磨人権教育研究協議会研究大会：毎年7月に開催される大会で、すべての住民が心豊かに暮らすために、お互いの人権を尊重し合い、差別のない人権共存社会の実現を目指し、人権教育・啓発活動を推進することが大会の趣旨（午前中は全体会、午後は人吉・上球磨・中球磨・下球磨に分かれ、就学前教育・学校教育・社会教育の部会別に分科会を実施）

4-5 スポーツの振興

<具体的な取組>

(1) スポーツ推進委員の育成	
<主な施策>	生涯スポーツの基盤を確立するためには、住民一人ひとりが自分のライフスタイルや地域の特性に応じて、スポーツに親しむことができる環境づくりが必要です。 スポーツ推進委員においては、生涯スポーツ普及のために、研修会や会議等への参加を通して、地域の実情に応じた生涯スポーツ指導者としての資質の向上を図ります。 また、スポーツ推進委員を中心として、これまで行ってきた各種大会やスポーツ教室等のスポーツイベントの充実を図っていきます。
○主な取組	・研修会や会議へのスポーツ推進委員の主体的参加 ・スポーツ推進委員の生涯スポーツ指導者としての資質の向上のための支援

(2) 指導者の発掘・育成	
<主な施策>	総合型地域スポーツクラブ「くまむらスマイルスポーツクラブ(KSSC)」においては指導者の高齢化や指導者不足等が課題になっています。また、小学校部活動が、令和元年度より社会体育(くまむらジュニアクラブ³²)に移行し、指導者を地域の方々を中心に依頼しなければならなくなりました。指導者の確保に加え、保護者や子どものニーズの多様化、児童の放課後の時間の過ごし方、二極化等、今後さまざまな課題が生じることが予測されますので、平成27年12月発足の検討委員会は存続させていきます。このような状況の中、子どもから高齢者まで、スポーツを楽しむことができる環境の整備・拡充とともに指導者の発掘と育成を推進していきます。
○主な取組	・小学校社会体育(くまむらジュニアクラブ)の選択肢の幅の拡大と適正な推進 ・指導者発掘のための情報収集 ・指導者育成のための研修会の充実 ・「くまむらスマイルスポーツクラブ」への支援 ・検討委員会の充実

³² くまむらジュニアクラブ:小学校部活動社会体育移行に伴い、KSSC を受け皿とし「くまむらジュニアクラブ」とネーミングし、令和元年度はバドミントン教室と総合運動教室を週2日、4年生以上を対象にスクールバス運行時間帯に各小学校の体育館を活動場所として開設したクラブ

(3) 体育協会等の各種競技団体との連携強化	
<主な施策>	近年、スポーツイベントに参加する人数が、地域によって減少しており、イベント自体が成り立たなくなる可能性が出てきています。衰退傾向にあるスポーツイベントを再び活性化させていくために、住民が参加したいと思えるような新たな企画を検討する必要があります。 今後、体育協会をはじめとする各種団体との連携を強化し、スポーツ本来の意味である「気晴らしや気分転換」といったような、それをする事自体が「喜びや楽しさ」をもたらすスポーツ活動を推進していきます。
○主な取組	・体育協会加盟の各種目協会の支援強化 ・スポーツクラブに限らず、幅広い活動を目指すための情報収集や会員の増加につながるようクラブ間の連携強化のための支援 ・住民への各種目協会の周知や広報 ・くまむらジュニアクラブの活動の充実

(4) 「くまむらスマイルスポーツクラブ」活動の支援強化	
<主な施策>	近年、健康・体力づくりへの関心は高く、多くの住民が生活の一部としてスポーツの必要性を感じています。しかし、仕事や始めるきっかけの難しさなどにより、なかなか取り組むことができていないのが現状です。 そこで、健康保持・増進や地域一体となったスポーツ活動推進のために、これまで行ってきた各種大会やスポーツ教室等のスポーツイベントの充実を図り、指導者の高齢化や会員の固定化等の課題を抱える「くまむらスマイルスポーツクラブ」活動の支援強化に努めます。
○主な取組	・スポーツ活動推進のための啓発活動の充実 ・「くまむらスマイルスポーツクラブ」についての情報提供や支援強化 ・義務教育学校前期課程社会体育の指導者発掘 ・体育施設の整備・充実及び有効活用

(5) 維持管理と有効活用

<主な施策>	住民のスポーツ振興及び健康づくりの拠点として整備した球磨村総合運動公園は、村内は元より村外の方からも利用されてきました。 しかし、令和2年7月豪雨以降、住民の心身の保全やプライバシーの確保のため、被災された住民の仮設住宅や災害公営住宅等として利用されています。今後は、新たにスポーツイベントやレクリエーション活動が行える「場所」の確保を検討し、スポーツ振興及び健康づくりの拠点として整備を検討します。 また、他の社会教育・社会体育施設についても計画的に整備・改修を行いながら、有効活用を図っていきます。
○主な取組	・新たなスポーツ振興及び健康づくりの拠点の検討 ・村内施設の改修のための年次計画作成

(6) スポーツニーズに対応した用具・設備の充実

<主な施策>	住民一人ひとりが自分のライフスタイルに応じて、自主的・継続的にスポーツに親しむ環境づくりが必要になってきています。子どもから高齢者まで、楽しく簡単に取り組めるニュースポーツをはじめ、各種スポーツに対するニーズを把握しつつ、必要な用具や設備の充実を図っていきます。
○主な取組	・住民のニーズ把握のためのアンケート調査実施 ・各種スポーツに必要な用具や設備の充実のための年次計画作成



4-6 文化の振興

<具体的な取組>

(1) 地域に根ざした魅力ある文化活動の推進・充実	
<主な施策>	村民憲章において、「進んで学び、文化のかおる村づくり」が掲げてあり、文化活動は村民にとって生きがいを見出し、精神的豊かさの充足に欠かせません。 また、地域の活性化に文化活動の果たす役割は大変重要であり、地域に根ざす魅力ある文化活動の推進・充実を図っていきます。
○主な取組	・文化活動に対する住民のニーズの把握のためのアンケート調査実施 ・文化活動についての情報の発信と啓発活動の充実

(2) 気軽に参加できる文化協会・生涯学習講座の体制づくり	
<主な施策>	文化協会・生涯学習講座においては、加入者の固定化の傾向が強く、若い世代を含め新規加入者が少ない状況です。住民にとって身近で、誰もが参加できる文化活動の促進のためには、住民主導の活動やサークル活動の推進とともに、身近な学習成果発表機会の拡充を図ることが必要です。 本村の文化活動の中心的役割を担う「文化協会」³³や「生涯学習講座」³⁴の体制づくりの支援を行い、会員数、サークル・講座数の拡充と毎年3月（原則第1日曜日）実施の「文化祭＆生涯学習フェスティバル」³⁵の充実を図っていきます。
○主な取組	・「文化協会」や「生涯学習講座」についての情報発信と啓発 ・「文化祭＆生涯学習フェスティバル」のオープン化 ・住民のニーズ調査

³³ 文化協会：概ね生涯学習講座で会員数10人以上、5年以上の経験を積むと文化協会への加入が可。令和5年度の文化協会所属は12サークル（竹細工、陶芸、絵画、写真、パッチワーク、詩吟、山野草、華道、庭木づくり、英会話、フラダンス、歌声）

³⁴ 生涯学習講座：短期講座を経て生涯学習講座に仲間入りするのが一般的。令和5年度は3講座開設（囲碁、ひょっとこ踊り、くまむら歴史）

³⁵ 文化祭＆生涯学習フェスティバル：文化協会と生涯学習の学習成果発表を通じて「生きがい」を追求する場を提供するとともに、住民の成人教育への参加及び学習意欲の喚起がねらい

4-7 文化財の保護・活用

<具体的な取組>

(1) 文化財保護専門委員会の活動を通じた有形、無形文化財の保護	
<主な施策>	本村には自然の恵みや日々の営みから受け継がれてきた有形、無形文化財が数多く存在します。文化財保護専門委員等の活動を通して、未指定の文化財や古文書等の保存・指定及び活動を図っていきます。 また、標柱の立替や金石文(金属や石に記された文字)の採録を行い、記録に残すとともに、村内外への情報発信に努めます。
○主な取組	・文化財保護専門委員会の充実 ・有形、無形文化財の保護等と情報発信

(2) 文化財の有効活用と保護を啓発する活動を通じた歴史教育の推進	
<主な施策>	村内の文化財を有効に活用し、文化財の保護を啓発する活動を進め、世代を超えた史跡めぐり学習や見学会の実施等を通して、歴史教育を住民みんなで推進します。
○主な取組	・ふるさと学習への歴史教育の位置づけ ・生涯学習講座の歴史研究会との連携 ・中学生や村内転入教職員対象の村内史跡めぐりの充実

(3) 文化遺産の保存・継承	
<主な施策>	本村には、神瀬住吉神社や一勝地焼き、三十三観音巡りの鶏口観音堂等、日本文化遺産に登録されている文化遺産が様々あります。これらの文化遺産を後世まで保存・継承していくための活動を図っていきます。
○主な取組	・人吉球磨日本遺産活用協議会活動を活用した保存及び学習の場の充実 ・観光分野との連携の推進

(4) 学ぶ機会の提供	
<主な施策>	「ふるさと学習」の一環で、本村の文化遺産について子どもたちに学ぶ機会を提供し、故郷への愛着と誇りを育めるよう活動を図っていきます。 また、生涯学習講座と連携し、社会人の学習の場の確保を図っていきます。
○主な取組	・ふるさと学習での文化遺産を学ぶ場の充実 ・生涯学習講座にて単発の文化遺産を学ぶ講座の充実

4-8 民俗文化の保存・継承

<具体的な取組>

(1) 民俗芸能の保存・継承

<主な施策>	永きにわたり伝承されてきた民俗芸能³⁶をはじめとする民俗文化については、本村の歴史を紐解くうえで大変貴重なものです。各保存団体へ補助金を交付し活動を支援するとともに、民俗芸能の伝承のために「球磨村地域づくり、人づくり基金」³⁷を活用し、必要な用具等の整備を支援しています。 しかし、民俗芸能においては、踊り手等の担い手の高齢化や後継者不足に伴い、保存継承が危惧されております。村内外におけるイベントへの出演推薦と各保存団体等との交流や他地域での視察研修等を通して、継承への機運の醸成を図っていきます。
○主な取組	・「球磨村地域づくり、人づくり基金」の有効活用 ・民俗芸能存続のための取組の充実

(2) 学ぶ機会の提供と後継者の育成

<主な施策>	「ふるさと学習」の一環で、地域学校協働活動として、伝統芸能保存会の方々に指導をいただきながら、子どもたちに学ぶ機会を提供し、後継者の育成につなげます。 また、小学校部活動の社会体育移行に伴い、社会体育に参加しない子どもたちの放課後の時間の効果的な過ごし方の一方策として、伝統芸能に触れる時間を確保することを検討していきます。
○主な取組	・「ふるさと学習」に伝統芸能を学ぶ時間の位置づけ ・放課後の時間を活用した伝統芸能学習会の実施

(3) 民俗資料の整理と調査保存

<主な施策>	文化財保護専門委員会とともに、各地に伝わる民俗文化の保存・継承を支援し、住民の生活の歴史を伝える民俗資料の整理と調査保存に取り組みます。
○主な取組	・民俗資料の整理、調査、編集等 ・民俗資料の保存場所の確保

³⁶ 民俗芸能：令和5年度現在で活動している民俗芸能は4団体（小川建築踊り、庄本組太鼓踊り、住吉谷「やっこ」、大瀬組太鼓踊り）で中組太鼓踊り、文政3年棒踊り等が、存続が厳しい状況

³⁷ 球磨村地域づくり、人づくり基金：基金の運用事業は、主に自治振興、産業振興、教育文化の振興、観光の振興、福祉の振興、スポーツの振興、医師等の養成等を対象に団体や個人に、その経費の全部又は一部を助成又は貸与